

第4次焼津市健康増進計画等策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

「第4次焼津市健康増進計画等」とは、「第4次焼津市健康増進計画・第4次焼津市食育推進計画・第2次焼津市歯科口腔保健計画」を指すものであり、この要領は、第4次焼津市健康増進計画等策定業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するため公募型プロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名称

第4次焼津市健康増進計画等策定業務

(2) 事業内容

「第4次焼津市健康増進計画等策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日までとする。

(4) 見積上限額

6,897,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

(5) 事業の所管課

〒425-8502 焼津市本町5丁目6番1号

焼津市役所 健康福祉部 健康づくり課

電話：054-627-4111 FAX：054-627-9960

E-mail：kenko@city.yaizu.lg.jp

3 参加資格

次の要件を全て満たすもの

(1) 焼津市と同規模の自治体（人口10万人以上）において、健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健計画の策定支援の実績があること。

(2) 焼津市随意契約見積心得第15に定める見積りする資格のない者に該当しないこと。

4 スケジュール

内容	期日
実施要領の掲載・公告	4月17日（水）
質問書の受付締切	4月24日（水）午後5時まで
質問書への回答	4月25日（木）まで
参加表明書の提出期限	4月30日（火）午後5時まで
参加資格決定通知	5月1日（水）

企画提案書等の提出期限	5月20日（月）午後5時まで
プレゼンテーション	5月22日（水） 時間は別途通知

※スケジュールが変更となる場合は、参加事業者に連絡する。

5 実施要領の閲覧期間及び閲覧場所

(1) 閲覧期間

令和6年4月17日（水）～4月30日（火）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く午前9時～午後5時まで。ただし、正午～午後1時を除く。

(2) 閲覧場所

2－（5）に同じ

※焼津市ホームページよりダウンロードすることも可能。

6 質問書の提出期限、提出方法及び回答

(1) 提出期限 令和6年4月24日（水）午後5時（必着）

(2) 提出書類 様式第7号「質問書」

(3) 提出先 2－（5）のメールアドレス

(4) 回答 令和6年4月25日（木）までに、全参加表明者に回答する。

7 参加表明書等の提出期限及び提出方法

(1) 提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出場所 2－（5）に同じ

(3) 提出方法 窓口持参または郵送（郵送の場合は提出期限必着）

(4) 提出書類

※焼津市入札参加資格登録がされている者については、オの提出を省略することができる。

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）及び会社パンフレット（事業内容がわかるもの）

ウ 業務実績書（様式第3号）

エ 担当者経歴書（様式第4号）

オ 納税証明書

※法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納が無いことを証明するものを提出すること。

※焼津市に納税義務のある者にあつては、焼津市の課する税について未納が無いことを証明するものも併せて提出すること。

※写し可。発行日から3か月以内のもの。

8 参加資格決定通知書

- (1) 市は、参加表明書等を提出した事業者に対し、その内容を審査し、令和6年5月1日(水)までに参加資格決定通知書(様式第5号)をE-mailにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた事業者は、その理由について、通知を受けた日の翌日から起算して5日(祝日等を除く)以内に、書面により説明を求めることができ、市は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答する。なお、期限後の質問は受け付けない。

9 参加表明後の辞退

参加表明書提出後に参加を取りやめる場合は、第4次焼津市健康増進計画等策定業務プロポーザル参加辞退届(様式第8号)を令和6年4月30日(火)午後5時まで焼津市役所健康福祉部健康づくり課へ提出する。

10 提案内容

- (1) 別に定める「第4次焼津市健康増進計画等策定業務仕様書」の要求基準を満たすものであること。
- (2) 仕様書に記載する項目のうち、本業務で費用が発生するものに関しては、漏れなく計上すること。

11 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

(1) 提出期限

令和6年5月20日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出場所

2-(5)に同じ

(3) 提出方法

窓口持参または郵送

(4) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式第6号)

イ 企画提案書

以下の構成とし、A4用紙20枚以内とする。

第1章	現状把握について	現状分析 現行計画の評価 基礎数値の推計
第2章	計画の基本的な考え方について	基本理念、目標等の設定 施策の体系化 他計画との関連性

第2章	計画の策定手法及び工程について	統計・関連データの収集・分析 関係者へのヒアリング 市との役割分担や支援及び提案 住民周知・啓発の提案 策定スケジュール
第3章	業務の実施体制	配置予定職員数・内訳・経歴
第4章	成果物について	印刷物等の構成やデザイン

ウ 工程表

A4用紙1枚に収まるように簡潔にまとめること。(任意様式、A4縦横問わず)

エ 見積書及び明細書

様式は任意とする。あて名を「焼津市長」とし、業務の名称の記載及び代表者の記名押印があるもの。業務内容ごとに見積金額の内容を記載すること。

(5) 提出部数 正本を1部、正本を複写した副本を7部

12 本企画にかかる経費及び算出区分

- (1) 金額の表示はすべて税抜きとする。
- (2) 見積額の算出根拠となる明細書には、数量、単価等を記載すること。

13 優先交渉権者の選定

本業務の受注者選考にあたっては、「第4次焼津市健康増進計画等策定業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)」を開催し、当該プロポーザルによる審査を行い、委託契約に係る優先交渉権者を選定する。

(1) 事業者の決定

- ア 審査結果による最高得点取得者を優先交渉事業者として通知する。
- イ すべての提案事業者の取得得点が評価上限点の6割に満たない場合、本公募型プロポーザルは不調となる。
- ウ 提案事業者が1者の場合、取得得点が評価上限点の6割以上であれば、優先交渉事業者として決定する。
- エ 採点の結果、同点数で並ぶ場合は、くじ引きにより決定する。

(2) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(3) 選定結果通知

- ア 選定業者には、優先交渉権者に選定された旨の通知書を送付する。
- イ それ以外の業者には、不採用の通知を送付する。

14 契約

(1) 契約の交渉と契約について

優先交渉権者と契約交渉を行ったうえ、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。ただし、この交渉が不調に終わった時は、次の順位の提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

(2) 契約は、業務委託契約とする。

(3) 費用の支払いは、全ての業務を実施したことを検証後に支払事務を行う。

15 その他

(1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに係る提出書類等は審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。

(3) 本プロポーザルに関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

(4) 本プロポーザルに係る提出書類等の追加、修正、差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出を求めることがある。

(5) 本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事情があるときは、本市の了解を得た上で、同等以上の者に変更することができる。

第4次焼津市健康増進計画等策定業務プロポーザル 評価基準

評価項目		配点
1. 市の現状把握	市の現状及び課題についての分析は的確か。	5
	現行計画の評価方法は適切か。	5
2. 基本的な考え方、取り組み方針	健康増進計画、食育基本計画、歯科口腔保健の推進の時流、社会的背景、計画の特徴・視点等、基礎的な知識があるか。	5
	計画の策定体系（各計画の関係の関連性や組み合わせなど）は適切か。	5
	実効性のある計画づくりができるか。	5
	独自性のある計画づくりができるか。	5
	市のビジョン（基本理念・基本目標等）をわかりやすく示しているか。	5
	焼津市の特性・課題を踏まえた企画提案となっているか。	5
3. 計画策定手法	取り扱う統計の内容や分析手法が具体化されているか。	5
	関係者からの意見の聴取は適切に行われるか。	5
	会議運営等の対応はどうか。	5
	住民周知・啓発の提案があるか。	5
4. 作業工程	作業工程は具体的かつ適切か。	5
	市との作業分担は具体的かつ適切か。	5
5. 業務執行体制・	業務執行体制は充分か。	5
	担当者の実績は充分か。	5
6. 成果物	成果品の冊子を見やすく、わかりやすくする工夫があるか。	5
7. 実績	他自治体での健康増進計画、食育基本計画、歯科口腔保健計画の策定実績はどうか。	5
8. 見積額	配点×（最低提案金額÷提案金額） ※見積上限額超過は失格。小数点第一位を四捨五入する	10